



1. 新たな薬価算定方法に関する具体的提案

1. 適用の範囲:

- 企業はバイオ製剤を含むすべての新薬に対して新しい薬価算定方法を適用するか否かの選択ができる。

2. 申請価格に対する評価の枠組み:

- 企業はデータや情報より、現行ルールで算定する薬価がその新薬の革新性に対する価値を適正に反映していないと判断した場合、現行ルールを超える算定薬価で申請できるものとする。
- 申請価格の算定方法には制限が設けられるべきではない。
- 企業は個別事情に応じて多様なデータや情報を提出する。
- 償還価格は、企業との意義のある協議を経て行政により決定される。
- 薬価算定組織は、現行ルールで算定する薬価と異なる薬価の妥当性を評価する責任を持つ。